

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から53年3月まで

申立期間①については、私が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してきた。申立期間②の当時は、会社を経営していたが厚生年金保険には加入しておらず国民年金に加入していた。会社は儲かっていたので、保険料を納付できないような経済状態ではなかった。会社の経理を担当していた私の姉が、私と妻の保険料を金融機関に納付してくれていたことも憶えている。いずれの申立期間も妻の保険料が納付済みとされているのに私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当時、申立人の仕事などに変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②については、申立人は、当時、会社を経営しており儲かっていたので、国民年金保険料を納付することができないような経済状態ではなく、会社の経理を担当していた申立人の姉が、申立人及び申立人の妻二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人から当委員会に提供された申立期間②当時の申立人が経営する会社に関する記事が掲載された業界誌の写しにより、当時、申立人の会社の売上げが順調に推移していたことを確認することができ、申立人の姉も申立期間②当時、申立人及びそ

の妻二人分の保険料を納付していたと証言していることから、申立内容に特段不合理な点はみられない。

さらに、いずれの申立期間も一緒に納付したとされる申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、夫から「昭和 37 年の早い時期に加入手続を行い、区役所から国民年金保険料が未納であると指摘を受けたので、自分が夫婦二人分の保険料を納付した。」と聞いた。夫は亡くなり、保険料額等についてはよく分からないが、最初のころは集金人に納付していたと思う。申立期間当時、夫婦で小売業を営み経済的には安定していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年の早い時期に申立人の夫が、国民年金の加入手続を行い、区役所からの指摘を受け未納となっていた国民年金保険料を納付し、その後の保険料も、夫が集金人に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が同年 4 月 5 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、36 年 4 月からの国民年金保険料を納付することが可能であること、及び 37 年 4 月 1 日から戸別検認を目的に専任徴収職員が導入された記録があることから、申立人の主張に特段不合理な点はみられない。

また、申立人が手書きした当時の近隣商店の屋号や経営者名を記した略図は、昭和 41 年発行の住宅明細地図の屋号等とおおむね一致しており、申立人を含む商店主の多くが店舗兼住宅に居住していたとしていることから、申立人と同一の国民年金手帳記号番号の払出日であって、かつ、当時の近隣商店主と思われる者の納付記録を調査したところ、その多くが 36 年 4 月又は 37 年 4 月から国民年金保険料の納付を開始していることが認められる。

さらに、申立人とその夫は昭和 30 年から小売業を営んでおり、税務署長か

らの小売業免許を得るには厳格な経営基礎が要件とされていたことから、申立人の夫が申立期間当時、国民年金保険料を納付できるだけの十分な資力があつたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで

私は、国民年金制度発足当時、同じ団地の住人と話し合い、皆で国民年金に加入した。加入手続は団地の管理人がまとめて行い、国民年金保険料は近所の友人と市役所の支所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時、同じ団地の住人と話し合い、皆で国民年金に加入し、近所の友人と一緒に市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人とその友人は同一日に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立期間当時、同支所の窓口で保険料を納付することは可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその友人は、申立期間の保険料を納付済みであることが確認でき、一緒に任意加入していたにもかかわらず、申立人のみ任意加入直後から保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入しているとともに、申立期間後は保険料をほとんど納付している上、付加保険料を納付するなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年7月まで

私は、結婚後、仕事が安定していたので、国民年金保険料を納付し続けていた。また、私の夫は、昭和30年代から、毎年、所得税の確定申告書を作成し、税務署に申告しており、その確定申告書には、夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が、社会保険料控除として計上されている。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫の平成3年分から7年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額におおむね一致していることから、申立人は、当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、結婚後、申立期間を除き国民年金保険料を完納するとともに、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年7月まで

私の妻は、結婚後、私の仕事が安定していたので、国民年金保険料を納付し続けていた。また、私は、昭和30年代から、毎年、所得税の確定申告書を作成し、税務署に申告しており、その確定申告書には、夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が、社会保険料控除として計上されている。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の平成3年分から7年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額におおむね一致していることから、申立人は、当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、結婚後、申立期間を除き国民年金保険料を完納するとともに、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年2月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年2月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和59年1月から同年3月まで

申立期間①当時、私は、勤務していた会社を退職後に国民年金に加入して、友人の父親が経営していたA社で働きながら国民年金保険料を銀行で納付してきた。A社での収入は月額7万円から8万円くらいだったと思う。申立期間②及び③についても保険料は納付してきており、いずれの申立期間も保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時は、会社を退職後に国民年金に加入して、国民年金保険料を銀行で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月から46年1月の間に払い出されていることが確認できることから、申立人は申立期間①当時に国民年金の加入を行ったと推測され、加入手続きを行いながら当時全く保険料を納付しなかったとは考えにくい上、申立期間①当時に申立人が居住していた区では、国民年金保険料を銀行で納付することが可能であったことが当時の区の広報紙により確認できるとともに、申立人及び申立人の友人の証言から、当時、申立人は、保険料を納付するのに十分な資力を有していたと考えられることから、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることに加え、申立人

の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②及び③が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 4 月まで

私の国民年金の加入手続は、当時、働いていなかった私のために、母が行ってくれたはずである。国民年金保険料は、母が経営していたA店に来た集金人に毎月納付していたと思う。生前の母から、私の国民年金保険料を納付していたと聞いたことがあり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号に別の国民年金手帳記号番号が統合されていることが確認でき、その別の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、加入手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間当時、母親が経営していたA店を手伝っていたとする申立人の姉は、申立期間当時のA店の収入は多く、その他にも家賃収入があったと述べていることから、申立期間当時、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付する資力は、十分あったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料は、母親が集金人に毎月納付していたと思うと述べているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人制度を実施していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和40年10月から50年3月まで

私が20歳になった当時、住み込みで働いていた店の店主から、私を国民年金に加入させたと言われ、その後、店主が国民年金保険料を未納がないように納付してくれていたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、昭和43年7月ごろ、夫婦二人の国民健康保険の加入手続に市役所に行った際、窓口職員から国民年金保険料の未納があるとの指摘を受けたので、私が市役所の窓口で未納となっていた夫婦二人分の保険料をさかのぼり一括して納付し、その後も夫婦二人分の保険料を金融機関の集金人に一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金保険料を未納とされている期間は3か月と短期間である。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和43年7月ごろ、夫婦二人の国民健康保険の加入手続を行った際に国民年金保険料の未納があることが

分かったため、夫婦二人分の保険料をさかのぼり一括して納付し、その後も夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人夫婦が国民健康保険に加入したのは 45 年 9 月であったことが確認でき、その時点では、申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない。

また、昭和 43 年 7 月ごろ、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月に払い出されていたことが確認でき、申立人の妻も、43 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は、申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 57 年 6 月から同年 7 月までの期間及び 58 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から同年 7 月まで
② 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで

私は、昭和 56 年から国民年金保険料の納付方法を夫の銀行普通預金口座からの自動振替に切り替えたが、社会保険事務所の収納記録では昭和 57 年度分がすべて未納とされていた。

その後、昭和 57 年度のうち 8 か月分の保険料の振替収納領収書が見つかり、その期間の記録のみ訂正されたが、申立期間であるその他の 4 か月分は訂正されなかった。口座振替での納付をしており、残高不足も考えられず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録において、当初、昭和 57 年度の保険料がすべて未納とされていたが、そのうち 8 か月については申立人が所持していた領収書により納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理に不備があったことが認められる。

また、申立期間当時のものと考えられる国民年金保険料の引き落としが、申立人の夫の銀行振替口座記録により確認でき、申立人の夫は厚生年金保険の加入者であること、申立人の子供も申立期間当時は未成年者で国民年金の加入者となり得ないことから、当該引き落としが申立人の保険料の納付に係るものである可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から45年3月まで
② 昭和63年2月から平成元年3月まで

昭和39年9月に会社を辞めた後、姉が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後は、全国各地で働いていたため、保険料は姉に渡し、姉が納付していたはずである。申立期間が未加入又は保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉の住所など生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②についても、保険料を納付していたとして特段不合理な点はみられない。

また、申立人は、申立期間②直後の平成元年8月から2年3月までの保険料を重複して納付していたため、同年8月に当該保険料を還付されているが、この還付が行われた時点で、申立期間②の保険料が未納であれば、当該保険料を申立期間②の一部に充当することが可能であったにもかかわらず充当されていないことから、申立期間②の保険料は納付されていた可能性がある。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳は昭和45年5月に発行されており、同時期に、加入手続が行われたと推測されるが、その時点において、申立期間①の過半は時効により国民年金保険料を納付するこ

とができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、かつ、申立人の姉も申立期間①のうち、40年3月以前の保険料が未納とされている。

また、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和27年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年4月14日から同年10月1日まで
提出したA社の在籍期間証明書等のおり、昭和21年5月20日から退職するまで一貫して同社に勤務していた。夫は、年金記録の欠落した期間は、取引先のメンテナンスのために地方の営業所に行っていた期間だと思うが、処遇や給料に変化があった覚えは無いと述べていたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された在籍期間証明書、A社Cクラブの会員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和27年4月14日に本社からB営業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る申立人の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に近接した時期において、A社B営業所に転勤をした者について、厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じている者が多数見受けられることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社（現在は、F社）B支店における資格喪失日を昭和47年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月1日から47年5月30日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、47年5月30日まで同社B支店に在籍し、その後同社C支店に転勤した。同社は46年10月1日にD社と合併してE社となったが、私は入社してから平成14年2月28日まで継続して同社に勤務しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の在籍証明書及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にE社に継続して勤務し（昭和47年5月30日にB支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の申立期間の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額（44万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和16年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成7年2月1日から9年2月28日まで
社会保険庁の記録では、平成7年2月1日から9年2月28日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間である平成7年2月から9年1月までは44万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年2月28日以降の同年3月5日に、申立人を含む5名の標準報酬月額の記録が一律30万円に引き下げられている（申立人の場合は、平成7年2月にさかのぼって標準報酬月額を44万円から30万円へ6等級引き下げられている）ことが確認できるが、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 1 日から同年 4 月 18 日までの期間について、申立人の A 社における資格取得日は昭和 52 年 4 月 1 日と認められることから、申立期間に係る資格取得日の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 4 月 18 日まで
② 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 52 年 4 月 1 日から同年 4 月 18 日及び 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかし、申立期間①については、当時の B 社から関連会社である A 社に転籍になったもので継続して勤務しており、A 社の回答でも発令通牒^{つうちょう}から当該期間については同社に在籍していたと認めている。

また、申立期間②についても、A 社から資格喪失日の届出を誤ったとの回答を得ている。

よって、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社からの回答により、申立人が昭和 52 年 4 月 1 日に B 社から A 社に転籍したことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格取得日は昭和 52

年4月1日と認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社の退職証明書から判断すると、申立人は、A社に申立期間継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の昭和53年3月の標準報酬月額については、A社における同年2月の社会保険事務所の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答している上、事業主が資格喪失日を昭和53年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 2084

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和43年10月の婚姻後、義父が、店へ来た町内会の集金人と行ってくれたはずである。国民年金保険料は、義母か私が、毎月集金人へ、夫の両親、夫及び私の分を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月に結婚した後に、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとするその義父も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に払い出されており、前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年9月ごろであると推認され、その時点において、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 5 月から個人宅にお手伝いとして働き始めた際に、その奥様に勧められて同僚と一緒に区役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、勤務先に来ていた集金人に同僚の分と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた地域の区役所で 39 年 4 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付によることとなり、集金人には納付できない。

また、申立人は、申立期間については申立人の同僚と一緒に国民年金加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたと主張しているが、その同僚は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、申立期間の国民年金保険料は申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年に転職したが転職先の会社が社会保険制度に加入していなかったことから、会社を担当していた税理士か社会保険労務士に国民年金の加入を勧められ、同年の 6 月か 7 月だったと思うが市役所の支所で加入の申込みをした。その際、数か月間未加入期間があることを指摘され、未加入期間の国民年金保険料をまとめて支所へ納付に行った記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 6 月か同年 7 月ごろ市役所の支所で国民年金加入手続を行い、その際、未加入期間を指摘され未加入期間の国民年金保険料をまとめて支所で納付したとしているところ、この時点で適用された旧国民年金法では、既に老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている申立人は、国民年金については任意加入対象者とされ、加入前の国民年金保険料を納付することは制度上できないことから、未加入期間の国民年金保険料をまとめて納付することもできない。

また、昭和 61 年 4 月から適用された新国民年金法では、この時点で 60 歳未満であった申立人は、新たに国民年金の強制被保険者の対象となり、国民年金に加入しなくてはならず、現に、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月に払い出されて、同年 4 月加入、同月からの保険料納付済みとなっている。

さらに、申立期間中の国民年金保険料の金額や納付方法等について申立人からは具体的な供述が得られないことに加え、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの期間、同年10月から40年3月までの期間、同年10月から41年3月までの期間、44年9月から45年8月までの期間及び平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで
③ 昭和40年10月から41年3月まで
④ 昭和44年9月から45年8月まで
⑤ 平成6年4月

私は、自分で国民年金の加入手続を区役所で行った。国民年金保険料は、家に来ていた集金人に自分で納付しており、同居していた家族に集金人への納付を頼んだことも、保険料を肩代わりしてもらったこともない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を集金人へ納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①の保険料は過年度納付でなければ納付することはできないが、申立人が納付したとする集金人は、過年度の保険料を収納することはできない上、申立人が所持する国民年金手帳には、集金人が保険料を収納した場合に押印される検認印が押されていない。

また、申立人が所持する国民年金手帳では、昭和39年度、40年度及び45年度の検認記録欄が確認できるが、申立期間②、③及び④のうち昭和45年4月から同年8月までの期間についても、検認印が押されていないことが確認でき、当時、同居していたとする申立人の両親も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間⑤について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶はないなどとしており、当時の国民年金の加入手続及び納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は5回に及んでおり、これだけの回数の事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくく、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2088

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 48 年 3 月まで

私が、短期大学に在籍していた昭和 36 年ごろ、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が短期大学に在籍していた時は母親が納付しており、卒業後は自宅に来ていた集金人に私が納付していた。昭和 40 年以降については、同居していた義姉の分と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和 36 年ごろ申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48 年 3 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できないとともに、申立人は、申立期間、同一区内に居住し続けていたこともあり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付した都度、領収書を受け取ったと主張しているが、申立人の居住する市において領収書方式による集金が始まったのは、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和 36 年から 10 年後の 46 年 4 月であり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 50 年 3 月まで

昭和 43 年 7 月ごろ、夫婦二人の国民健康保険の加入手続に市役所に行った際、窓口職員から国民年金保険料の未納があるとの指摘を受けたので、市役所の窓口で未納となっていた夫婦二人分の保険料をさかのぼり一括して納付し、その後も夫婦二人分の保険料を金融機関の集金人に一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 7 月ごろ、夫婦二人の国民健康保険の加入手続を行った際に国民年金保険料の未納があることが分かったため、夫婦二人分の保険料をさかのぼり一括して納付し、その後も夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人夫婦が国民健康保険に加入したのは 45 年 9 月であったことが確認できるとともに、申立人の夫も申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月に払い出されており、その際に夫婦二人分の未納となっていた 50 年 4 月から 52 年 4 月までの国民年金保険料をさかのぼり一括して過年度納付していたことが確認できるが、それ以前の申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年8月までの期間、同年12月、11年8月、同年11月及び12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から10年8月まで
② 平成10年12月
③ 平成11年8月
④ 平成11年11月
⑤ 平成12年1月

私は、平成9年12月に会社を退職し厚生年金保険を脱退した後、12年3月に再就職するまでの期間は国民年金に加入していなかったことから、再就職した12年夏ごろ、市役所から厚生年金保険に加入していなかった期間は国民年金に加入して保険料を納付しなければならないと言われたので9年12月までさかのぼって加入し、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付していたのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は平成12年夏ごろ、市役所から国民年金の加入勧奨を受けたので加入し、送付されてきた納付書により、毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、市役所では、同年8月ごろに国民年金未加入者に対して加入勧奨を行っていたことが確認でき、申立人の記憶と一致しているが、申立期間①のほとんどの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、近接する期間で4回に及び、平成10年9月から12年2月までの期間のうち、納付済みとなっている申立人の国民年金保険料が、時効直前の月末に納付されていることが確認できることから、申立人が月末に保険料を納付しようとしたものの、翌月になって

しまい、時効により保険料が納付できなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2091

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、勤務先の社長が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、私は、区役所内の銀行の出張所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 39 年ごろ、申立人の勤務先の社長が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その社長は既に他界していることから、加入手続の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 5 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない上、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことがないと述べている。

さらに、申立人は、申立期間について、区役所内にあった銀行の出張所で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立期間当時、申立人が居住していた区では、銀行で保険料を納付することができなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2092

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成元年 2 月まで

私は、昭和 63 年 7 月に勤務先の会社を退職した際、会社から国民年金に加入するよう説明を受け、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、市役所の 1 階で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 7 月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が 52 年 10 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料の納付方法についての記憶が不明確であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から同年 12 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 31 年 3 月から同年 12 月 31 日までの期間について、船員保険の記録が無いということである。その期間は船舶 A に乗船していたので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船していたとする、船舶 A を中心とした 4 隻の船団の全体の乗組員数について、連絡の取れた元乗組員と申立人の証言がほぼ一致することから、申立人が、当該船舶に乗船していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶していた同僚 2 人について、船舶 A 及び当該船舶所有者（事業主）の他の船舶の船員保険被保険者名簿において氏名が見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、連絡の取れた元乗組員 2 人及び申立人は、船舶 A を中心とした 4 隻の船団の乗組員は 50 名から 60 名としているが、船員保険被保険者名簿から、被保険者数は最大でも 24 名であることが確認でき、元乗組員 2 人のうち 1 人は「船員保険に加入していない人もいたかもしれない」との証言をしていることから、当該船舶所有者（事業主）は乗組員全員について船員保険の加入手続きを行ったわけではないと考えられる。

さらに、申立人が、船員保険料を船舶所有者（事業主）により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者（事業主）により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 876

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 28 日から 37 年 7 月 2 日まで
社会保険庁の記録では、A社における昭和 36 年 4 月 28 日から 37 年 7 月 2 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。同社ではパートタイマーとして医薬品の包装の仕事をしていた。

金一封（賞与）明細書に入社が昭和 36 年 4 月 28 日と記載されている上、申立期間の半月ずつの給与明細書があり、一緒に働いていた同僚は厚生年金保険を受給しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の昭和 36 年 12 月 28 日の金一封（賞与）明細書に「入社、昭和 36 年 4 月 28 日」と記載されているほか、同年 5 月分から 37 年 8 月分までの給与明細書があることから、申立期間に申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が提出したA社の給与明細書を確認したところ、控除されていた「健保厚年」欄の金額は日雇労働者健康保険料と一致する。

また、給与明細書によると、申立人の 1 か月当たりの勤務日数はおおよそ 16 日であり、事業主が申立人を厚生年金保険の被保険者としていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人が「厚生年金保険を受給している」と主張する同僚も、申立期間についてはA社に係る厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 37 年 7 月 2 日であることが確認できる。

また、A社には人事記録や厚生年金保険加入に係る記録は保管されていないため、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していた事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社B支店で勤務していた期間のうち、昭和 33 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A社B支店には、32 年 3 月 1 日に入社して、34 年 9 月 24 日まで勤務していた。その間に途中で退職した覚えは無く、厚生年金保険の被保険者期間が継続されていないのはおかしい。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間と同時期に同じ職場にいた複数の同僚の証言により、申立人は、昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 9 月 24 日まで、A社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の記録は、昭和 32 年 3 月 1 日に資格取得した後、33 年 2 月 1 日に資格喪失し、同年 7 月 1 日に再度資格取得した後、34 年 4 月 1 日に資格喪失し、同年 7 月 1 日に再度資格取得した後、同年 9 月 25 日に資格喪失していることが確認できる。

また、申立期間当時にA社B支店において勤務していた元同僚を含む8人は、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立期間と同時期に、厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失し、数か月後に被保険者資格を再取得していることが確認でき、うち2人は申立人と同日に被保険者資格の喪失と再取得をしていることから、A社B支店では、昭和 33 年から 34 年ごろ、一部の従業員に関してこのような厚生年金保険被保険者の資格喪失と資格取得を行ったことがうかがわれる。

さらに、A社においても、同社B支店の当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 6 月 20 日まで

社会保険庁の記録によると、昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 6 月 20 日までの期間における被保険者期間が欠落しているが、A 営業所には 38 年 3 月に調理見習として入社して以来、42 年 7 月 16 日に資格を喪失するまで継続して勤務していた。

保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、保険料を給料から差し引かれていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 営業所に在籍していた同僚には、実際に入社日から約 1 年後に厚生年金保険の資格取得をしている者がおり、他の同僚は「申立期間当時、本採用になる期間は本人の技量により半年から 1、2 年かかる人もいた」と証言しているほか、A 営業所の関係者も「昭和 39 年以前は、入社から本採用になるまでに 2、3 年かかる人が多かったということを、当時勤めていた人から聞いた」と証言している。これらの証言から申立期間当時、同営業所においては、従業員ごとに相当期間の試用期間があったことがうかがわれる。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

さらに、申立人の A 営業所に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者期間と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 21 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 10 月 20 日付けで前事業所を退職後、翌日からA病院で、レントゲン技師補佐として勤務した。厚生年金保険の記録は、同年 10 月 21 日からだと思っていたが、社会保険庁の記録では 41 年 1 月 1 日からとなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA病院が発行した資格証明書により、申立人が申立期間に同病院に勤務していた事実は確認できる。

しかし、A病院は、「当時は、職員採用後、3か月程度の試用期間を設けており、試用期間については厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある。また、厚生年金保険と雇用保険は一体的に加入していなかった」と説明している。

また、上述のA病院の説明は、申立期間に同病院に在籍した同僚のうち、連絡の取れた者4名のいずれもが、社会保険庁の記録にある厚生年金保険資格取得日より数か月前に同病院に就職していることを証言していることから裏付けられ、同病院では、申立期間当時、採用後一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が管理するA病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 41 年 1 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、職業安定所の訓練校を卒業し、同校の紹介により昭和 47 年 10 月 2 日にA社に自動車整備士として入社した。48 年 8 月に退職するまで継続して勤務していたので、この期間に2か月抜けていることは納得できない。調査をして厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を途中で退職した記憶は無く、2か月後に再入社することはありませんと主張しているが、A社では、申立人から提出されたとする2通の履歴書を保管しており、「申立人は昭和 48 年 4 月 1 日に退職し、その後、本人の希望により同年 6 月 1 日に再入社した。履歴書が2度提出されているのはそのためである。」と証言している。

また、A社が保管している人事カード、B健康保険組合が保管している被保険者台帳、B企業年金基金が保管している加入員索引カード及び企業年金連合会が保管している厚生年金基金加入員台帳によれば、申立人は、昭和 48 年 4 月 1 日に退職し、同年 6 月 1 日に再度入社したことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社に係る資格取得日は昭和 47 年 10 月 2 日、喪失日は 48 年 3 月 31 日であり、申立期間については記録が無い。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和 47 年 10 月 2 日に資格取得し、48 年 4 月 1 日に資格喪失したこと、及び同年 6 月 1 日に資格を再取得したことが確認でき、この処理において、何ら不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。